

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 44 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 44 回税効果会計専門委員会（2016 年 12 月 19 日開催）で議論された開示に関する検討について聞かれた主な意見をまとめたものである。

**開示に関する検討の進め方について聞かれた意見**

2. 事務局より、開示に関するこれまでの検討の経緯及び識別された論点並びに今後の進め方について意見を求めたところ、特段の異論は聞かれなかった。

なお、以下の意見が聞かれた。

- (1) ASBJ の中期運営方針に記載されているように、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るうえでは、国際的な会計基準（特に、国際財務報告基準（IFRS））の要求事項を踏まえた検討を行う必要がある。一方、日本企業に固有の事情もあるため、開示項目の有用性及びコストのバランスを踏まえた検討も必要となると考える。

(対応案)

上記意見を踏まえて対応する。

- (2) 米国会計基準における法人所得税に関する開示の公開草案では、当期税金に関する開示項目を追加する提案がなされているが、日本基準でも開示項目を追加するか否かの検討を行う必要があるのではないか。

(対応案)

当期税金については、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」を、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（現在、公開草案を公表）に移管しており、この移管において開示項目を追加することについての意見は聞かれていないため、このままでどうか。

**開示項目に追加すべき項目についての意見**

3. 事務局より、財務諸表利用者が必要とする情報について、財務諸表利用者における税効果に関する分析の手法、財務諸表利用者の分析において不足している情報の有無に関する分析及び開示の候補項目に関する有用性に関する説明を行い、現状の開示項目に追加する項目についての事務局の分析及び提案に関する意見を求めたとこ

る、以下の意見が聞かれた。

**分類の情報**

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (1) 企業の分類は過去の実績も踏まえて判断しているものであるため、分類の情報が税負担率や税金費用の金額の予測の分析に資するものであるか疑問である。
- (2) 連結財務諸表において、複数の企業の分類を開示することの有用性に疑問を感じる。

(その他の意見)

- (3) 多くの企業では親会社(国内本社)が連結財務諸表に占める割合が高く、分類の変更により繰延税金資産の計上額が大きく変動することが多いため、利用者が分類の情報に注目していることはご理解頂きたい。

(対応案)

(1)から(3)の意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

**各子会社の所在地国の税制及び各子会社の繰延税金資産の計上方針**

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (4) 各所在地国の税制に関する情報は、一般的な情報の開示にとどまり有用性に乏しい可能性が高いにもかかわらず、開示する範囲及び内容を検討する負荷が大きくなることが想定される。

(対応案)

上記意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

- (5) 各子会社の繰延税金資産の計上方針について、実態に合わない開示が行われることにより利用者がミスリーディングするという分析には反対するが、企業にとって過度な負担となるという他の専門委員の意見は理解できる。

(対応案)

上記意見を踏まえて、審議事項(4)-3の記載を見直している。

(その他の意見)

- (6) 企業の状況によっては、各子会社の繰延税金資産の計上方針等に関する開示が有用な場合もあるため、任意の開示として規定してはどうか。

(対応案)

上記意見について、任意の開示は企業の判断に委ね、会計基準には定めのないことかどうか。

**評価性引当額の内訳及び一時差異等の将来の解消予定の有用性**

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (7) 評価性引当額の内訳の開示について、一時差異が大きく増減しない項目もすべて一律に一時差異ごとに開示することの有用性は乏しいと考えるが、IFRSの開示の要求水準と同レベルで、将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金について評価性引当額を開示するのであれば、開示の拡充を図ることはあり得ると考える。
- (8) プロラタ計算であっても開示を行う有用性はあると考えるため、評価性引当額の一時的差異ごとの内訳を開示することが望ましいが、事務局の提案のように将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金について評価性引当額を開示する方法でも、評価性引当額に重要な増減が生じている場合にその内容を開示するのであれば賛同しうる。

(対応案)

(7)及び(8)の意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

**(その他の意見)**

- (9) プロラタ計算であるため開示が難しいという点については、計算の方法を定めることで対応を図ることが可能であるため、その前提で評価性引当額の内訳の開示を行うか否かをさらに検討すべきであると考ええる。なお、子会社及び関連会社に対する投資に係る一時差異については、通常、売却等の意思決定をしない限り繰延税金資産は計上されないが、当該繰延税金資産が計上された場合、税金費用に与える影響が大きくなる可能性があると考えられるため、評価性引当額の内訳として開示することを検討してはどうか。

(対応案)

回収可能性を評価する方針は、各企業の状況により異なる可能性があるため、評価性引当額について按分計算が必要な場合の計算方法を一律に定めることは難しいと考えられるがどうか。

また、子会社及び関連会社に対する投資に係る一時差異について、評価性引当額控除前の情報は、現状においても開示されており、また当期に将来減算一時差異に係る評価性引当額に大きな変動があればその内容を開示する

提案をしていることから、このままの提案でどうか。

- (10) 回収可能性適用指針の定めを前提とすると、事務局の提案のように将来減算一時差異の合計額と税務上の繰越欠損金について評価性引当額を開示する方法であってもプロラタ計算が必要となる場合があるかどうか、仮に必要となる場合に開示情報が有用かどうかについて、追加的な分析が必要であると考ええる。

(対応案)

上記意見を踏まえて、審議事項(4)-3の記載を見直している。

### 税務上の繰越欠損金に関する情報

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (11) 繰延税金資産の計上額を理解するためには税務上の繰越欠損金に関する情報は重要であり、繰越期限別の税務上の繰越欠損金の額、その繰延税金資産の額及びその評価性引当額について連結財務諸表の合計額で開示したとしても、評価性引当額の重要な増減に関する説明の情報と合わせて分析することによって、情報の有用性が認められると考える。
- (12) 税務上の繰越欠損金に関する情報は将来の課税所得の予測情報としても重要であるため、IFRSの開示の要求水準であれば、開示の拡充を図ることはあり得ると考える。

(対応案)

(11)及び(12)の意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

### 税法の改正に関する情報

(事務局の提案に賛成する意見)

- (13) 税法の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼすことがあるため、追加的に開示すべき項目として賛成する。

(対応案)

上記意見は、事務局の提案に賛成する意見である。

(その他の意見)

- (14) 税法の変更の内容については網羅的に情報を収集することが難しく、かつ、IFRSでは開示を要求する事象を限定しているため、有用性に関する追加的な分

析が必要と考える。

(対応案)

上記意見を踏まえて、審議事項(4)-3の記載を見直している。

4. 事務局より、第3項に掲げた項目以外の開示の候補項目について追加的に開示を求めるべき否かの事務局の分析及び提案に関する意見を求めたところ、全体としては大きな異論は聞かれなかったが、以下について個別の意見が聞かれた。

**合理的な説明に関連する開示**

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (1) 回収可能性適用指針で求められる合理的な根拠に、顧客との契約など外部公表することが難しい事象が含まれる場合、当該情報を詳細には記載せずに開示することに有用性があるのか疑問である。

(対応案)

上記意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

(事務局の提案に反対する意見)

- (2) 回収可能性適用指針における合理的な説明が必要とされる取扱いについては、当該取扱いを適用することによる繰延税金資産の金額に重要性がある場合、その説明に関する開示が必要ではないか。
- (3) 回収可能性適用指針における議論では、合理的な説明が必要とされる取扱いと開示はセットで認めるべきという意見もあり、再検討すべきである。

(対応案)

(2)及び(3)の意見については、以下の理由により分類を開示しない提案を行っている。

- ・分類は国内企業における繰延税金資産の計上の判断過程の一部であり、この情報のみが開示されても税金費用の予測に有用な情報とはならない。
- ・分類を開示するよりも、評価性引当額の増減理由や一定の場合に税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の金額とその認識の根拠等、定性的な情報を開示した方が税金費用の予測に有用な情報となり得る。

回収可能性適用指針における合理的な説明が必要とされる取扱いは、分類における原則とは異なる繰延税金資産の計上に関する取扱いであるため、分類が開示されない場合、合理的な説明が必要とされる取扱いを適用する理由

を開示しても有用とはならないと考えられるかどうか。

(その他の意見)

- (4) 分類の情報を開示しないことは合理的な説明に関連する開示の前提事項となるものではないため事務局の分析には同意しないが、顧客との契約など外部公表が難しい情報が含まれることが多いという理由であれば、開示しないことも受け入れざるを得ないとする。

(対応案)

(4)の意見を踏まえて、審議事項(4)-4の記載を見直している。

**純損失の場合における税率差異の調整表**

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (5) 当該開示により社外流出等の金額が税引前当期純損失の場合にも開示されるため一定の有用性が認められるが、税引前当期純損失を毎期計上する会社が多い訳ではないため、事務局の提案に反対しない。

(対応案)

上記意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

**セグメント等に細分化した開示**

(事務局の提案に賛成する意見(反対しない意見を含む。))

- (6) 現行の会計基準では、セグメント情報として所在地別に関する開示が強制されておらず、関連情報として一部の情報を開示するに留まっていることに鑑みると、追加的に開示を求める項目に含めることは、必ずしも適切ではないとする事務局の分析に同意する。
- (7) セグメント別の繰延税金資産の開示については利用者が必要とする情報であるが、本来的には、セグメント情報の開示を包括的に検討すべき事項であり、税金費用や繰延税金資産の開示のみを議論するものではないと考えるため、追加的に開示を求める項目に含めることが適切ではないという事務局提案に反対しない。

(対応案)

(6)及び(7)の意見は、事務局の提案に反対しない意見である。

(その他の意見)

- (8) セグメント別の情報開示について、国内と海外に分けた情報についても検討する必要がある。

(対応案)

税金費用や繰延税金資産・負債の情報を国内・海外別に管理していない中で、国内・海外別にそれらの情報を開示してもその有用性は限られ、追加的に開示を求める項目に含めることは、必ずしも適切ではないと考えられるかどうか。

5. 上記の他、以下の意見が聞かれた。

- (1) 以下の点から繰延税金資産の回収可能性の計上方針及び見積りの不確実性に関する経営者の判断に係る定性的な開示について追加的に開示することについて検討を行う必要があると考える。

- IFRS と米国会計基準で具体的な定めは異なるものの、国際的な会計基準との開示の整合性を図る必要があること
- 合理的な説明に関連する開示を直接行うことは難しいが、繰延税金資産の回収可能性の計上方針及び見積りの不確実性に関する定性的な開示により当該情報を補完することができること

(対応案)

上記意見を踏まえて、審議事項(4)-3 の記載を見直している。

以 上